

SME 東京支部 定款

1. 総 則

(名称)

1-1 当会は、SME 東京支部という。

当会は、米国に本部を置く国際的な生産技術者の団体である SME (The Society of Manufacturing Engineers) の日本支部である。

この定款は“SME Governance Document”及び“SME Roles and Responsibilities”に準拠して作成されている。

(目的)

1-2 SME は、製造技術の分野において新しい科学・工学的知識・技術を身につけ、生産技術の進歩、発展を計り、応用普及による社会的貢献を果たすことを目的とする。

(活動)

1-3 SME 東京支部は、その目的を達成するために、SME 本部と協調して次の活動を行う。

- 1) 生産技術に関する技術講演会、工場見学会の開催
- 2) 国際的な生産技術者の認定試験の実施
- 3) 生産技術に関する技術資料の提供
- 4) 生産技術に関する論文集(SME ジャーナル電子版)の発行
- 5) 生産技術に関して功績した人に対する顕彰
- 6) その他、SME の目的を達成するために必要な活動

(所在地)

1-4 当会の事務所は、東京都港区大門に置く。

2. 会 員

(会員の種別)

2-1 SME は次の区分で会員を置く。

1) 会員

・個人会員

正会員 (Senior/Regular/Associate Member)

- ユース会員 (Youth Member)
 - リタイア会員 (Retired Member)
 - フェロー会員 (Fellow Member)
 - ・法人会員 (Affiliate Member)
- 2) 会員の区分、年会費は別途定める
会員の区分にかかわらず、会員としての資格は同一とする

(入会・退会・資格の喪失)

- 2-2 入会・退会・資格の喪失は次のとおりとする。
- 1) 会員になる者は、所定の手続きにより入会申込みをする
 - 2) 会員は、所定の退会届けを出すことにより、任意にいつでも退会できる
 - 3) 会員が次のいずれかに該当したときは、資格を喪失する
 - ・当該会員が死亡、会員の法人が解散したとき
 - ・会費の支払いを1年以上なされなかったとき
 - ・会員を除名すべき正当な事由があり、総会で承認されたとき

(会員の特典)

- 2-3 会員には次の特典がある
- ・月刊誌“Manufacturing Engineering”、メールにて デイリーに送付される “SME Daily Executive Briefing”などの資料が本部から送付される
 - ・本部の技術資料、書籍などの刊行物、電子媒体の技術資料ならびに支部発行物を無償ないしは会員価格で入手することができる
 - ・SME 東京支部開催の月例会（見学会、講演会）への参加の際の会員会費割引
 - ・SME 東京支部発刊物の配布
 - ・資格試験（CMfg/T、CMfg/E）の受験料、試験準備コース受講料の会員割引

3. 支部総会

(支部総会の構成)

- 3-1 支部総会は、全ての会員をもって構成する。

(総会の開催)

- 3-2 支部総会は次のように開催する。
- 1) 支部総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する他、必要がある場合にはステアリング委員会の議決により支部長が召集する
 - 2) 支部総会の招集は、14日前までに書面ないしは電子メールで通知する
 - 3) 議決は、出席会員により行ない、過半数をもって行う

- 4) 総会に出席できない会員は、書面ないしは委任した代理人により議決に加わることができる
- 5) 総会の議長は支部長が行い、議事進行は支部長の指名した役員が行う。

(総会の権限)

- 3-3 支部総会において次の事項を審議、決議を行う
 - 1) 選挙による支部役員の選任または解任
 - 2) 支部長指名による役員、委員会委員の承認
 - 2) 前年度支部の活動報告と会計の承認
 - 3) 当年の事業計画と予算の承認
 - 4) その他、総会において審議すべき事項

4. 役員・委員、事務局

(支部役員)

- 4-1 SME東京支部には次の役員を置く
役員は選挙ないしは、それに代わる総会による承認により選任する
 - 1) 支部長
 - 2) 支部長エレクト
 - 3) セクレタリー
 - 4) 会計
 - 5) 顧問

(委員会の設置および委員)

- 4-2 SME東京支部には次の委員会を設け、支部長指名による委員を委嘱する。
なお、各委員会の委員長、副委員長は互選とする。
 - 1) ステアリング委員会
SMEの業務執行の決定と執行の監督
業務執行に関する重要決定は、委員の過半数の出席のもとその過半数で決議する
 - 2) サーフイケーション委員会
SMEの実施する資格試験の企画・運営
 - 3) プログラム企画委員会
SMEの実施する技術講演会、工場見学会などの企画・実施
 - 4) SMEジャーナル編集委員会
定期的に発刊する「SMEジャーナル電子版」の企画・編集
 - 5) その他、必要に応じSMEの活動趣旨に合致した委員会・研究会を設置できる

(任期と報酬等)

- 4-3 役員の任期は選任後1年とし、再任を妨げない。
役員、委員は無報酬とする。ただし、費用は弁償することができる。

(事務局)

- 4-4 SME東京支部の業務を遂行するために事務局を設置する。
事務局には、事務局長と若干名の事務局員をおく
事務局長と事務局員は、ステアリング委員会の承認を得て支部長が任免する。

5. 会 計 等

(事業年度)

- 5-1 当会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画および予算)

- 5-2 当会の事業計画と予算については、事業年度の開始の前に立案し、ステアリング委員会で審議・承認を経て、事業年度最初の総会で報告し、承認を受ける。

(事業報告および決算)

- 5-2 当会の事業報告および決算については、事業年度終了後、決算については会計役員の監査を受けた上で、ステアリング委員会の承認を経て、事業年度最初の総会で報告し、承認を受ける。

6. 附 則

(定款の変更)

- 6-1 この定款の制定と変更は、ステアリング委員会の承認を経て、総会の承認により発効する

(個人情報の保護)

- 6-2 当会は、当会の個人情報保護基本方針にもとづき、業務上知り得た情報の保護に万全を期す。

2014年4月17日 ステアリング委員会において発議

2015年2月12日 東京支部総会において承認

施行をステアリング委員会に一任

2015年6月 2日 ステアリング委員会において承認・発効